

## ○建設工事における随意契約の指針

(平成4年4月1日)

県が行う建設工事の随意契約の締結については、地方自治法、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）及び山梨県財務規制に規定されているところであるが、これらの規定の解釈及び具体的事例を示し、随意契約締結の運用上の指針とする。

### 第1 契約の性質上又は目的が競争入札に適しないとき

(施行令第167条の2第1項第2号)

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
  - ① 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事
  - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
  - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
  - ④ ガス事業法令の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
  - ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
  - ② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
  - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

### 第2 緊急の必要により競争入札することができないとき

(施行令第167条の2第1項第3号)

- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事

### 第3 競争入札に付することが不利と認められるとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

- (1) 現に契約履行中に施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保でき

る等有利と認められる場合

- ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
  - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
- ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
  - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるのもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。
- (3) 他の発注者に発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合
- ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
  - ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜箇所する工事

#### 第4 著しく有利な価格で契約を締結することができる見込があるとき

(施行令第167条の2第1項第5号)

特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

#### 第5 再度の入札に付し落札者がないとき

(施行令第167条の2第1項第6号)

入札執行回数の限度内において落札者がないときは、予定価格と最低入札金額との差が少額で随意契約ができると認められる場合は、最低金額の入札者と協議のうえ予定価格の範囲内で随意契約ができる。

#### 第6 落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第7号)

競争入札において、落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じない場合には、履行の意志がないと認め落札金額の範囲内で他の者と随意契約ができる。